

☐教育・保育給付

☐施設等利用給付

☐住所等変更届出書

認定事項変更届

(宛先) 秋田市長

保護者

子ども・子育て支援法施行規則（第 15 条第 1 項・第 28 条の 12 第 1 項）、すこやか子育て支援事業費支給要綱（第 7 条 3 項）、第 1 子保育料無償化事業費支給要綱（第 7 条 3 項）、認可外保育施設保育料助成事業実施要綱（第 6 条 3 項）の規定により、届出事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

保 護 者	住所	〒 ー					
	電話番号		生年月日		昭和 平成	年 月 日	
申請に係る子ども	ふりがな	生年月日		保護者との続柄	性別	認定番号	
	氏 名						
		平成 令和	年 月 日		男・女		
		平成 令和	年 月 日		男・女		
		平成 令和	年 月 日		男・女		
		平成 令和	年 月 日		男・女		
		平成 令和	年 月 日		男・女		

(届出内容)

変更事項	1 氏名 2 居住地 3 連絡先 4 世帯状況 5 その他 ()	
変更内容	変更前	変更後

※教育・保育給付認定内容に変更があり、支給認定証を交付されている場合は、本申請時に返却が必要です。(認定通知書のみ交付されている場合は、返却不要。)